

国保

国民健康保険は、万が一の病気やけがなどに備えて、加入者がお互いに協力してお金(国保税)を出し合い、医療機関にかかったときの医療費にあてる相互助け合いの制度です。国保税は、制度の維持・運営と加入者の健康を支える大切な財源です。納期内に納めましょう!

さい。(納税組合加入の方は各組合が定める方法により納めてください。特別徴収の方は納税組合扱いになりません)。口座振替を申し込んでいる方は、各納期限の日に口座から自動的に引き落としになります。納付書、または口座振替による納付を「普通徴収」と言います。

なお、国保に加入する世帯主の方で、一定の条件を満たしている場合は、国保税が年金から天引きされます。これを「特別徴収」と言います。

国保税の軽減

国保税の軽減	
	軽減判定基準額
33万円以下の場合	軽減割合 2割
(世帯主を除く加入者数+世帯主を除く特定同一世帯所属者数) ×35万円+33万円以下の場合	軽減割合 7割

平成22年4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の前年中の合算所得により判定します。(所得未申告者がいないこと)

平成22年4月2日以降に加入した世帯や世帯主の変更等があったときは、その時点の加入者及び特定同一世帯所属者の前年(1月以降は前々年)中の合算所得により判定します。

軽減割合は、左記の判定基準に従つて7割・5割・2割となり、軽減額は医療分、支援金分、介護分それぞれの均等割・平等割の7・5・2割の額が軽減されます。

国保税の普通徴収の納期	
第1期=7月末	第5期=11月末
第2期=8月末	第6期=12月25日
第3期=9月末	第7期=1月末
第4期=10月末	第8期=2月末

22年度の4月・6月・8月は前年度(21年度)の2月の税額と同額となります。(仮徴収)

納税義務者の事情により、特別徴収から口座振替納税への変更が可能です。詳細及び申し出は下記の問い合わせ先までお願いします。

国保税の軽減

平成22年4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の前年中の合算所得により判定します。(所得未申告者がいないこと)

平成22年4月2日以降に加入した世帯や世帯主の変更等があったときは、その時点の加入者及び特定同一世帯所属者の前年(1月以降は前々年)中の合算所得により判定します。

軽減割合は、左記の判定基準に従つて7割・5割・2割となり、軽減額は医療分、支援金分、介護分それぞれの均等割・平等割の7・5・2割の額が軽減されます。

22年度の4月・6月・8月は前年度(21年度)の2月の税額と同額となります。(仮徴収)

納税義務者の事情により、特別徴収から口座振替納税への変更が可能です。詳細及び申し出は下記の問い合わせ先までお願いします。

国保税の軽減

平成22年4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の前年中の合算所得により判定します。(所得未申告者がいないこと)

平成22年4月2日以降に加入した世帯や世帯主の変更等があったときは、その時点の加入者及び特定同一世帯所属者の前年(1月以降は前々年)中の合算所得により判定します。

軽減割合は、左記の判定基準に従つて7割・5割・2割となり、軽減額は医療分、支援金分、介護分それぞれの均等割・平等割の7・5・2割の額が軽減されます。

国保税の税率等

国保の重要な財源である国保税は、下記表の項目の3方式で算定し、1年間の税額が決まります。

国保税は、医療分と後期高齢者支援金等分以下、支援金分(40歳から64歳の加入者がいる世帯のみ)を合算したもののが課税されます。なお、本年度の税率等は下記の表のとおりです。

(内は平成21年度の金額)			
区分	所得割	均等割 1人あたり	課税限度額
			特定世帯以外 (47万円)50万円
医療分	7.5%	20,000円	20,000円 10,000円
支援金分	1.7%	2,000円	2,000円 (12万円)13万円
介護分	2.0%	6,000円	5,000円 10万円

国保税の納め方

国保では一人一人が被保険者ですが、加入は世帯ごとにあります。もし、世帯主本人が職場の健康保険に加入していて国保加入者でない場合(擬制世帯主)でも、世帯に一人以上国保加入者がいれば国保の納税義務者は世帯主になります。納税通知書(納付書)は世帯主宛にお送りします

特定期高齢者医療制度に移行したため国保の被保険者資格喪失した方で、この資格を喪失した日の前日の月以降5年を経過するまでの間に限り、継続して同一世帯に属している方。

国保税の特別徴収

国保の特別徴収とは、国保税が年金から天引きされる納税方法です。

特別徴収の対象者は、左記の条件を全て満たしている方です。

平成22年4月1日において、納税義務者が老齢の被保険者であること。

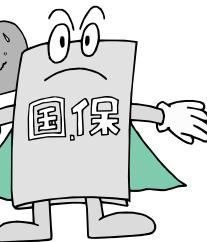
平成22年4月1日において、納税義務者が老齢の被保険者であること。

納税義務者の介護保険料が特別徴収されていること。

納税義務者の老齢等年金の給付額が年額18万円以上であること。

納税義務者の介護保険料と国保税の合計額が年金給付額の2分の1以下であること。

【平成22年度】特別徴収／4月・6月・8月・10月・12月・2月



所得割 各加入者の前年中の課税所得からぞれぞれ33万円を差し引いた額に応じて計算。均等割 加入者数に応じて計算。(人数割) 平等割 1世帯にいくらと計算。(世帯割) 課税限度額 1世帯に課税される年税額の上限。

特定期高齢者医療制度に移行(75歳到達)することにより、国保の被保険者が1人になる世帯。

特定期高齢者医療制度に移行したため国保の被保険者資格喪失した方で、この資格を喪失した日の前日の月以降5年を経過するまでの間に限り、継続して同一世帯に属している方。

災害など特別な事情がないのに国保税を納めないと、一旦医療費を全額自己負担しなければならない場合(被保険者資格証明書の交付)があります。(詳細は左記にお問い合わせください)

納税が困難なときはそのままにせず、早めに分割納付などの納税相談においてください。

口座振替にすると、国保税は金融機関の口座から自動的に引き落とされ、一度手続きをすると翌年以降も継続されます。納期ごとに納めに行く手間もはぶけ、納め忘れの心配もありません。便利で安心な口座振替をぜひご利用ください!

お申し込みは、国保税の納付書、預金通帳、通帳届出印をお持ちになり、市指定金融機関市内の金融機関は全て指定済)で手続きをしてください。

災害など特別な事情がないのに国保税を納めないと、一旦医療費を全額自己負担しなければならない場合(被保険者資格証明書の交付)があります。(詳細は左記にお問い合わせください)

納税が困難なときはそのままにせず、早めに分割納付などの納税相談においてください。

口座振替にすると、国保税は金融機関の口座から自動的に引き落とされ、一度手続きをすると翌年以降も継続されます。納期ごとに納めに行く手間もはぶけ、納め忘れの心配もありません。便利で安心な口座振替をぜひご利用ください!

お申し込みは、国保税の納付書、預金通帳、通帳届出印をお持ちになり、市指定金融機関市内の金融機関は全て指定済)で手続きをしてください。

国保税の納め方

国保では一人一人が被保険者ですが、加入は世帯ごとにあります。もし、世帯主本人が職場の健康保険に加入していて国保加入者でない場合(擬制世帯主)でも、世帯に一人以上国保加入者がいれば国保の納税義務者は世帯主になります。納税通知書(納付書)は世帯主宛にお送りします

特定期高齢者医療制度に移行したため国保の被保険者資格喪失した方で、この資格を喪失した日の前日の月以降5年を経過するまでの間に限り、継続して同一世帯に属している方。

国保税の特別徴収

国保の特別徴収とは、国保税が年金から天引きされる納税方法です。

特別徴収の対象者は、左記の条件を全て満たしている方です。

平成22年4月1日において、納税義務者が老齢の被保険者であること。

平成22年4月1日において、納税義務者が老齢の被保険者であること。

納税義務者の介護保険料が特別徴収されていること。

納税義務者の老齢等年金の給付額が年額18万円以上であること。

納税義務者の介護保険料と国保税の合計額が年金給付額の2分の1以下であること。

【平成22年度】特別徴収／4月・6月・8月・10月・12月・2月



国保税の納付は口座振替で!

口座振替にすると、国保税は金融機関の口座から自動的に引き落とされ、一度手続きをすると翌年以降も継続されます。納期ごとに納めに行く手間もはぶけ、納め忘れの心配もありません。便利で安心な口座振替をぜひご利用ください!

お申し込みは、国保税の納付書、預金通帳、通帳届出印をお持ちになり、市指定金融機関市内の金融機関は全て指定済)で手続きをしてください。

国保税の納付は口座振替で!

口座振替に